

件名	社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正について
提案理由等	<p>「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令等の施行並びに社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて（通知）」（令和7年7月31日付け7文科教第801号文部科学省総合教育政策局長通知）により、社会教育主事の資格認定に係る基準の目安について見直しがされたことに伴い、社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正するものである。</p>

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正について

令和 8 (2026) 年 3 月 12 日
教育委員会事務局生涯学習課

1 改正の趣旨

「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令等の施行並びに社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて（通知）」（令和 7 年 7 月 31 日付け 7 文科教第 801 号文部科学省総合教育政策局長通知。以下「文部科学省通知」という。）により、社会教育主事の資格認定に係る基準の目安について見直しがされたことに伴い、社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和 35 年栃木県教育委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）について、所要の改正をするものである。

2 文部科学省通知の概要

(1) 主な内容

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 4 第 4 号に規定する都道府県教育委員会が行う社会教育主事の資格認定について、認定を行うことができる業務経験等の基準に係る目安について以下の見直しが行われた。

ア 経験年数の引き上げ

学校の校長、教頭、教諭などの教育に関する職については、これまで 4 年以上の経験を要することとされていたところ、関連規定との権衡を図るため、6 年以上に引き上げられた。

イ その他

社会教育主事講習等規程（昭和 26 年文部省令第 12 号）等の一部改正に伴い所要の見直しが行われた。

(2) 適用期日

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日

3 改正の概要

文部科学省通知により示された資格認定に係る基準に合わせて、規則で定める基準を改正する。

4 施行期日

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日

○社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(認定の基準)</p> <p>第4条 法第9条の4第4号の規定による認定は、<u>次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第9条の4第1号イ若しくはロに規定する職又は同号ハに規定する業務を通算して4年以上経験している者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められるもの</u></p> <p>(2) <u>法第9条の4第2号に規定する職を6年以上経験している者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められるもの</u></p> <p>(3) <u>法第9条の4第1号ロに規定する文部科学大臣の指定する職に相当する職又は同号ハに規定する文部科学大臣が指定する業務に相当する業務を通算して4年以上（大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者については3年以上、大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者については1年以上）経験している者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められるもの</u></p>	<p>(認定の基準)</p> <p>第4条 法第9条の4第4号の規定による認定は、<u>おおむね次の基準によって行う</u>。</p> <p>(1) 法第9条の4第1号又は第2号<u>に規定する職を</u> <u>4年以上経験している者であること。</u></p> <p>(2) <u>省令第2条第5号に規定する文部科学大臣の認める者であること。</u></p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。